

【保険医療機関における書面揭示事項】

令和6年6月の診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面揭示事項について掲載いたします。

《医療DX推進体制整備加算》

当院では医療DXを推進し、質の高い医療を提供できるようオンライン資格確認システムにより取得した医療情報を閲覧または活用できる体制を有しており、マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。また、電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を実施してまいります。

《医療情報取得加算》

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行っております。質の高い診療を実施するためにオンライン資格確認による情報（受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報）を取得・活用して診療を行います。

《明細書発行体制等加算》

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。（再発行を除く。）

《一般名処方加算》

《後発医薬品使用体制加算》

一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。後発品があるお薬についても、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）処方を行う場合があります。

また、後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発品が存在する医薬品について、先発品を患者さんがご希望された場合、選定療養の費用が全額自己負担となりますのでご了承ください。

《外来感染対策向上加算》

患者様やご家族、当院の職員、その他来院者等を感染症の危険から守るため、感染防止対策に積極的に取り組んでいます。感染性の高い疾患（流行性角結膜炎、水痘、麻疹、風疹など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。

《小児かかりつけ診療料》

病気の診療だけでなく、成長や発達を通して医療機関が子育てのサポートができるよう、

「お子さまもかかりつけ医を持ちましょう」という国の制度です。当院では継続して受診され、同意された患者さんに、小児科の「かかりつけ医」として診療を行います。当院をかかりつけ医とすることに同意された場合に登録させていただきます。(対象年齢：6歳未満)

- かぜなどの急性疾患の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。
- 診療時間内外のお問い合わせ対応や、必要に応じた専門の医療機関への紹介を行います。※緊急性の高い対応を行っている場合や、夜間・学会参加・会議など、お電話での対応ができかねる場合もあります。電話が繋がらない場合や早急に確認が必要な場合は、こども医療電話相談（#8000）にお電話ください。

≪機能強化加算≫

当院は「かかりつけ医」として以下の取り組みを行っています。

- 他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- 緊急時の対応方法について情報提供いたします。(医療情報ネットナビ)

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

≪時間外等加算≫

当院では、夜間時間・休日などで窓口において対応する場合、時間外等加算を算定する場合があります。